

内閣参質一八七第八九号

平成二十六年十一月二十五日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長山崎正昭殿

参議院議員浜田和幸君提出平成二十六年十一月の「日中関係の改善に向けた話し」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員浜田和幸君提出平成二十六年十一月の「日中関係の改善に向けた話し合い」に関する質問に  
対する答弁書

一について

谷内正太郎国家安全保障局長は、内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十七条第四項の規定に基づく職務の一環として、中華人民共和国を訪問し、楊潔篪国務委員と会談を行つたものである。

二及び三について

平成二十六年十一月七日付けの「日中関係の改善に向けた話し合いについて」と題する発表に示された四項目は、日中双方で意見の一致をみた諸点について、日本側及び中国側がそれぞれ公表したものであり、法的拘束力を有するものではない。しかしながら、この四項目は、日中間の話し合いを通じて意見の一致をみた諸点であり、こうした位置付けについて日中間に齟齬はない。<sup>そご</sup>したがつて、この四項目が法的拘束力を有しないとの事実を説明することもって、日中両国間の信頼関係が損なわれるとは考えていない。

